

# 長野県文化財保護審議会への諮問について

## 文化財・生涯学習課

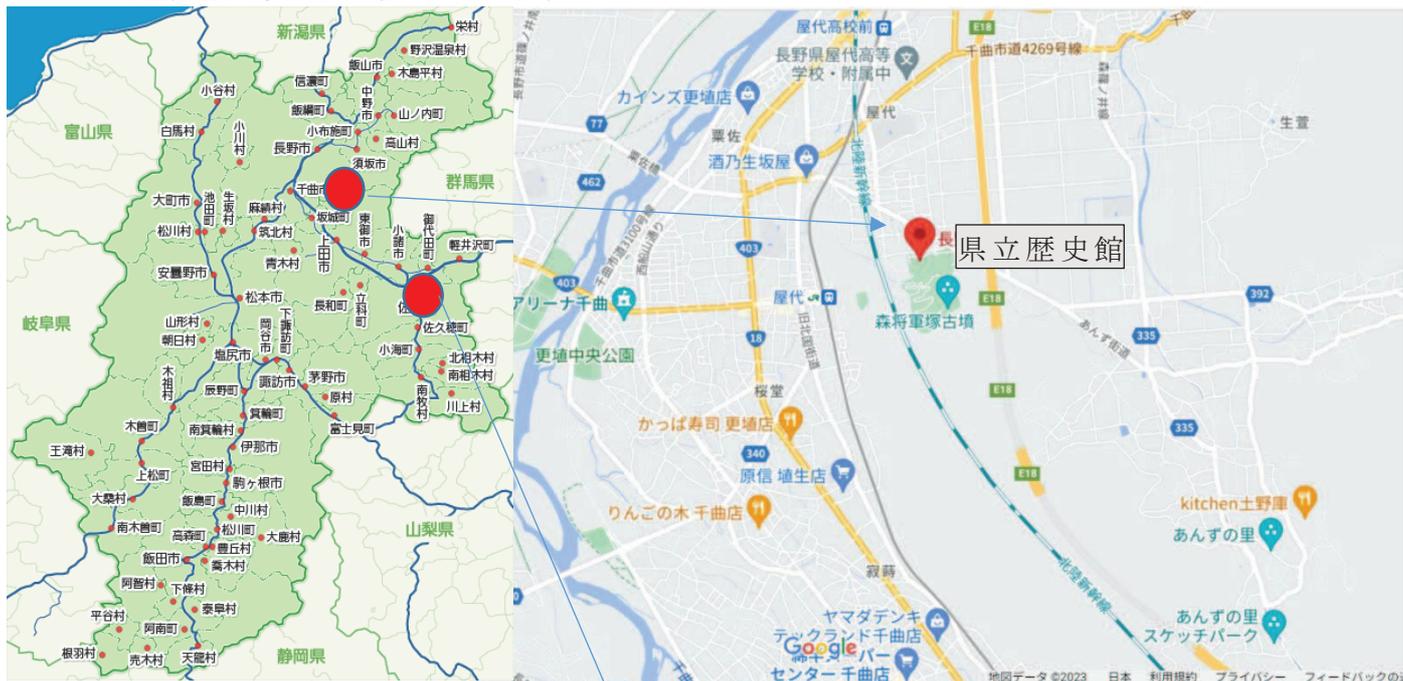
下記の文化財を長野県宝に指定したいので、文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第3項の規定により、長野県文化財保護審議会に諮問する。

### 記

#### 長野県宝に指定する文化財

名称（所在地）	員数	所有者	概要及び指定理由
<p>おおいほっけどうかんけいしりょう 大井法華堂関係資料 (千曲市)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修験関係中世文書</li> <li>・修験関係近世文書</li> <li>・近世文書群（修験関係除く）</li> <li>・仏具類 等</li> </ul> </div>	4,434 点	長野県 (長野県立歴史館で保管)	<p>○大井法華堂は、佐久市岩村田に所在した中世前期に遡る由緒を持つ修験の道場で、その系譜を現代までたどることができる。それを裏付ける中世、近世、近現代の文書、宗教行為の法具類が大井家の管理のもと大切に残されてきたところであるが、長野県立歴史館に寄贈いただいた。</p> <p>○中世文書は、法華堂が聖護院門跡の支配下に入り、地方修験が次第に全国教団の中に取り込まれていく過程といった地方修験のあり方を知る上で全国的にも重要な文書群である。</p> <p>○近世文書は、本山派聖護院門跡・院家勝仙院発給の支配文書など、江戸時代の本山派修験における年行事の役割を具体的に伝えるものとして重要で、文書群として長野県内では唯一のものである。</p> <p>○廃仏毀釈や修験廃止令の後も、祖師像である役行者像などの彫像・仏具類が残っている点も貴重である。</p> <p>○地域の修験の道場の文書類等が一括して伝えられたことは長野県はもちろん、全国的に見ても稀有である。</p>

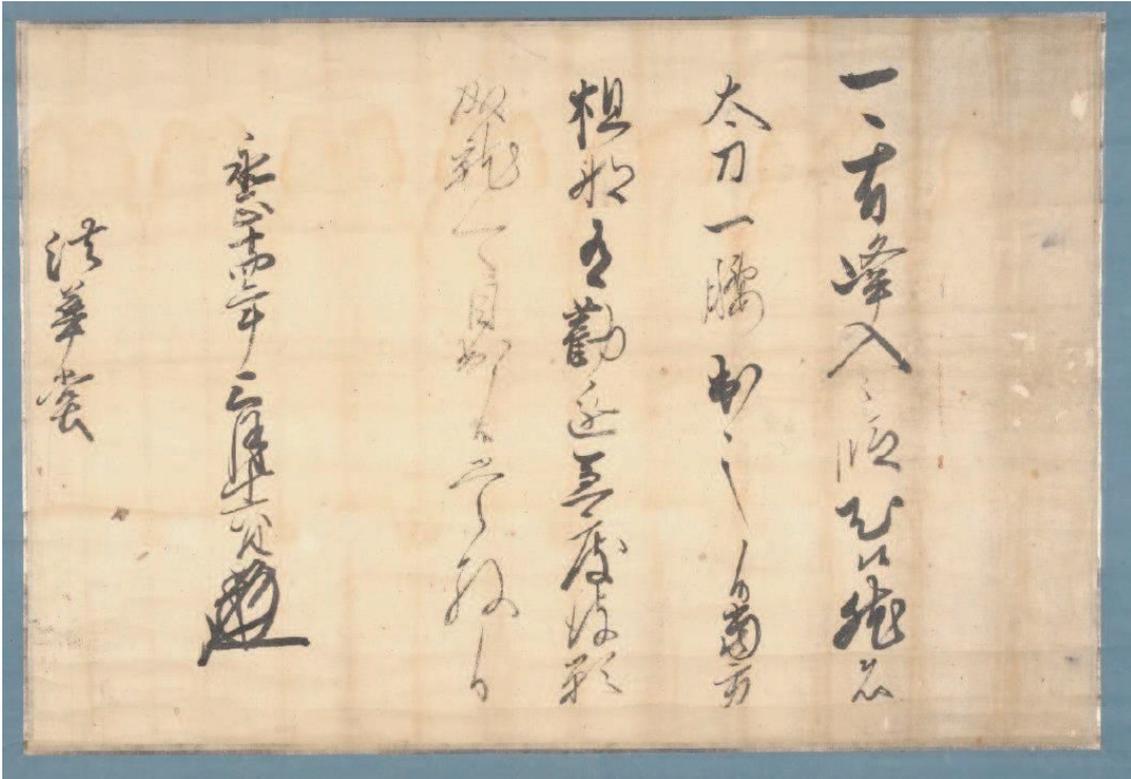
〈位置図〉 県立歴史館及び大井法華堂



## 大井法華堂関係資料の資料構成

修験関係（中世文書）	45点
修験関係（近世文書）	696点
近世文書群（修験関係除く）・近現代文書群（大井家の 家政に係る私文書）	3,664点
仏具類	29点
合計	4,434点

主な資料（図録『山伏 佐久の修験 大井法華堂の世界』参照）



聖護院道増寄進状 しょうごいんどうぞうきしんじょう 佐久市指定 31.7×46.4 永正14（1517年）3月16日  
長野県立歴史館所蔵

「法華堂源春よ、峰入の功により太刀を寄進します」

法華堂源春がこの年に大峰（おおみね）へ入峯（にゅうぶ）したことが知られています。

可有峰入之段尤候、然者太刀一腰出之候、当方檀那有勧進、急度彼願成就可目出候、恐々敬白

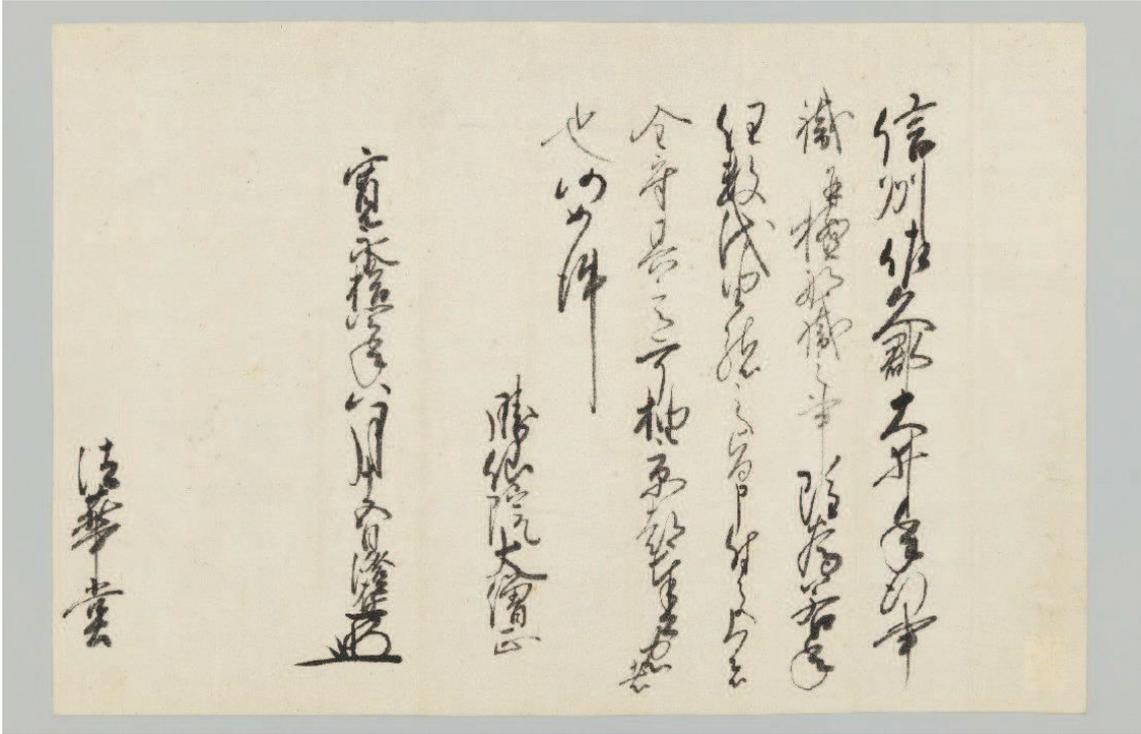
永正十四年三月十六日

（道増）（花押）

法華堂（源春）

<ポイント>

地方修験が次第に全国教団の中に取り込まれていく過程がわかる重要な資料。



信州佐久郡大井年行事職并檀那職之事二付安堵状 佐久市指定 36.5×53.9  
寛永14（1637）年8月15日 長野県立歴史館所蔵

「まだ年は若いですが年行事職に任ずるので奉公するように」  
法華堂 13 代源栄が勝仙院澄存から、若年ではあるが年行事および檀那職に任じられたもの。

信州佐久郡大井年行事職并檀那職之事雖為若年任数代由緒之旨申付之上者、令守其意可抽  
京都奉公忠者也、仍如件

勝仙院大僧正

寛永拾四年八月十五日

澄存（花押）

法華堂

<ポイント>

江戸時代の本山派修験における年行事職の役割を具体的に伝えるものとして重要な資料。

「年行事」とは本山派修験の寺格の一つで、地方修験を直接掌握のための実務に直接に従事した役職。年行事は自分自身で、または配下の修験者を用いて、檀那の諸山・諸社参詣の案内等を仕事とした。



えんのぎょうじゃいぞう  
役行者倚像 木造 像高 66.0×35.0 17世紀  
長野県立歴史館所蔵

面貌は玉眼をはめ、顎鬚・口髭を蓄え、開口し眉間に皺を寄せた憤怒の姿を現す。服制は頭部に長頭巾、法衣と袈裟を着す。足下に高下駄を履き磐座に座す。

<ポイント>

廃仏毀釈や修験廃止令の後も、祖師像である役行者像が文書とセットとなって残されてきた点で貴重